

○ 健康・スポーツセンター使用心得

1. 健康・スポーツセンターを使用する者は、係員の指示に従うこと。
2. 健康・スポーツセンターの開館時間は午前9時から午後9時までとする。
3. 当施設は土足禁止とし、靴は靴箱に整頓する。
4. 使用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) メインアリーナ、サブアリーナを使用する場合は、室内シューズを履くこと。
 - (2) メインアリーナ、サブアリーナ、武道場を利用する際は、事務室にて必要事項を記入すること。
 - (3) 当施設の用具を使用する者は、係員の指示に基づき、学生証を預け、用具貸出簿に必要事項を記入して借り受ける。使用終了後には直ちに返納すること。
 - (4) 健康・スポーツセンターの施設、用具等を毀損又は損失した場合は、直ちに係員に届け出て、その指示に従うこと。
 - (5) メインアリーナ、サブアリーナ、武道場を利用する場合、使用前と使用後にモップがけを行うこと。
 - (6) メインアリーナ、サブアリーナ、武道場内に、私物を散乱させたり放置したりしないこと。
 - (7) 更衣室は清潔に使用し、私物を放置しないこと。
 - (8) 健康・スポーツセンターの施設での盗難に注意すること。
 - (9) ゴミは、きちんと分別して捨てる。ゴミを散乱させないこと。
 - (10) 武道場内の多目的室、倉庫①については、別に定める。
 - (11) 休日又は時間外に使用する場合は、使用後に警備員に終了したことを連絡し、確認を得ること。
5. 禁止事項
 - (1) 喫煙
 - (2) 火気の使用
 - (3) 飲酒行為
 - (4) 室内シューズ以外でのメインアリーナ、サブアリーナ（用途に応じて）の使用
 - (5) メインアリーナ、武道場内での食事
 - (6) メインアリーナ、武道場内へのビン・缶ジュース等の持込み
 - (7) 緊急時以外の体育館正面玄関入口以外の場所からの入出
 - (8) 屋上に昇ること
6. 使用上の注意に違反する場合は、使用を中止させ、以後使用を断ることがある。管理運営責任者は、必要に応じて使用条件を変更し、又は使用許可を取り消すこと

がある。

○ グラウンド使用心得

1. 使用時間は原則として、原則午前9時から午後9時までとする。
2. 用具を使用する者は、健康・スポーツセンター事務室係員の指示に従い、学生証を提示（学友会所属学生団体以外の学生は一時預け）のうえ、用具貸出簿に必要事項を記入して借り受ける。使用終了後には、直ちに返納すること。
3. グラウンド設備、用具等を毀損又は紛失した場合は、直ちに係員に届けて、その指示に従う。
4. 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) グラウンドを使用する際は、必ず運動シューズを履くこと。
 - (2) グラウンド内での食事、喫煙、飲酒、火気の使用をしないこと。
 - (3) 環境美化に努める(ゴミの放置はしない)こと。
 - (4) 使用後にはグラウンド整備を行うこと。
 - (5) その他、体育施設使用規程及び管理運営責任者の指示に従うこと。
5. 使用上の注意に違反する場合は、使用を停止させ、以後使用を断ることがある。管理運営責任者は、必要に応じて使用条件を変更し、又は使用許可を取り消すことがある。

○ 武道場使用心得

1. 武道場を使用する際は、学生支援課（時間外及び休日は警備員室）で、必要な鍵を借り受け、使用後は、消灯・戸締りを行い直ちに鍵を返却すること。
2. 使用時間は原則として午前9時から午後9時までとする。
3. 使用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 土足で入場しないこと。
 - (2) 武道場内での食事、喫煙、飲酒、火気の使用をしないこと。
 - (3) 使用後は後片付けを行うこと。
 - (4) 更衣室は清潔に使用し、私物を散乱させたり放置したりしないこと。
 - (5) 武道場、更衣室では盗難に注意すること。
 - (6) その他、体育施設使用規程及び管理運営責任者の指示に従うこと。
4. 使用上の注意に違反する場合は、使用を停止させ、以後使用を断ることがある。管理運営責任者は、必要に応じて使用条件を変更し、又は使用許可を取り消すことがある。

○ テニスコート使用心得

1. テニスコートを使用する際は、学生支援課窓口又は体育館事務室（時間外及び休日は警備室）で所定の手続きを経て、テニスコート出入口の鍵を借り受け、使用後は、戸締りを行い直ちに鍵を返却すること。
2. 使用時間は、原則として午前9時から午後8時までとする。時間外の使用を希望する場合には、予め学生支援課に申請し許可を受けなければならない。
3. 使用については、授業又は公認サークル活動を優先する。授業又は公認テニスサークルの使用がない時間帯に限り、他の使用を認める。
4. 授業又は公認サークル活動以外の使用において、使用時間が2時間を超え、次の使用希望者がいる場合には、使用を終了しなければならない。
5. 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) テニスコート内では、原則としてテニスシューズを履くこと。
 - (2) 使用後は後片付けをし、私物やゴミをテニスコートに残さないこと。
 - (3) 施設、用具等を毀損又は損失した場合は、直ちに学生支援課に届け出て、その指示に従うこと。
 - (4) ゴミは、きちんと分別して捨てること。ゴミを散乱させないこと。
 - (5) テニスコート内での食事、喫煙、飲酒、火気の使用をしないこと。
 - (6) 騒音等近隣住民の迷惑となる行為をしないこと。
 - (7) その他、体育施設使用規程及び管理運営責任者の指示に従うこと。
6. 使用上の注意に違反する場合は、使用を停止させ、以後使用を断ることがある。管理運営責任者は、必要に応じて使用条件を変更し、又は使用許可を取り消すことがある。

○ 音楽練習室使用心得

1. 使用者は、学生支援課（時間外及び休日は警備室）で鍵を借り受け、使用後は、消灯・戸締りを行い直ちに鍵を返却すること。
2. 使用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。
3. 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 願い出た目的以外に使用をしないこと。
 - (2) 備品の移動及び持ち出しはしないこと。
 - (3) 使用する場合は、事前に扉を全て閉じ、遮音効果を高めること。
 - (4) 楽器以外の私物は、使用后その都度持ち帰ること。
 - (5) 使用後は清掃し、使用前の状態に復すること。
 - (6) 音楽練習室内での食事、喫煙、飲酒、火気の使用をしないこと。
 - (7) その他、管理運営責任者の指示に従うこと。
4. 使用上の注意に違反する場合は、使用を停止させ、以後使用を断ることがある。管理運営責任者は、必要に応じて使用条件を変更し、又は使用許可を取り消すことがある。

○ 弓道練習場使用心得

1. 使用者は、学生支援課（時間外及び休日は警備員室）で鍵を借り受け、使用後は、消灯・戸締りを行い直ちに鍵を返却すること。
2. 使用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。
3. 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 土足で入場しないこと。
 - (2) 弓・矢は、いずれも良く手入れされたものを使用すること。
 - (3) 矢を他人の方に向けて絶対に引かないこと。また真似もしないこと。
 - (4) 矢取りに出るときは、射手の動作を確認して連絡しあうこと。その他、安全の確保を全てに最優先すること。
 - (5) 射位の相互間隔を守り、極端に狭いところで行射しないこと。
 - (6) 施設、用具等を毀損又は損失した場合は、直ちに学生支援課に届け出て、その指示に従うこと。
 - (7) 射場内を利用する場合、使用前と使用後にモップがけを行うこと。また使用後は清掃し、使用前の状態に復すること。
 - (8) 弓道練習場に私物を散乱させたり放置したりしないこと。
 - (9) 履物の整頓、所持品等は、各自の責任において保管し、特に盗難に注意すること。
 - (10) ゴミは、きちんと分別して捨てること。ゴミを散乱させないこと。
 - (11) 弓道練習場内での食事、喫煙、飲酒、火気の使用をしないこと。
 - (12) その他、体育施設使用規程及び管理運営責任者の指示に従うこと。
4. 使用上の注意に違反する場合は、使用を中止させ、以後使用を断ることがある。管理運営責任者は、必要に応じて使用条件を変更し、又は使用許可を取り消すことがある。